

# アライグマに関する情報提供に

ご協力をお願いします。

お住まいの地域周辺でアライグマを見かけたり、狩猟でアライグマを目撃・捕獲した際には、下記の連絡先まで情報をお寄せ下さい。

アライグマの目撃・捕獲情報はこちらへ

## ■連絡先■

鹿児島県 環境林務部 自然保護課

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

電話：099-286-2616

## アライグマの特徴

頭から尻尾のつけ根までの長さ：41～60cm

尻尾の長さ：20～41cm

体重：4～10kg

耳が大きく、  
白い縁どり  
がある。

顔つきはタヌキや  
アナグマに似ている。

体の色は灰色に近く、  
タヌキよりも白っぽい。

鼻すじに  
黒い線が  
ある。



足あとは、人間のこどもと似ている。



尻尾が長く、  
5～6本の  
しま模様がある。

## 似ている動物たち

### タヌキ



タヌキの尻尾には  
模様がない。

### アナグマ



アナグマは尻尾が短く  
ずんぐりとした体形を  
している。

見分けられるかな？

## どんなところに住んでいるの？

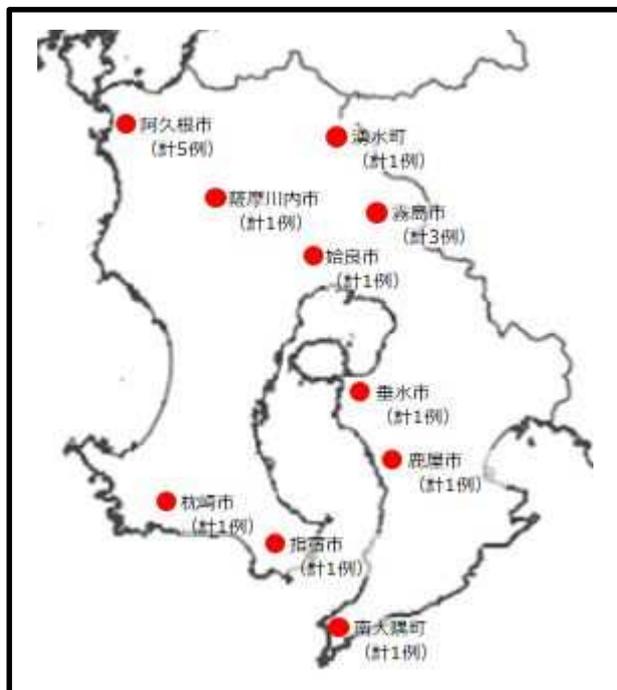
森林の水辺を好み、田んぼや畑、市街地の周辺に出没します。特にため池に水が流れ込むような所、林の中の湿地や溪流などで多く目撃されています。夜行性で昼間は暗い所に隠れています。

## 何を食べてるの？

雑食性でエビ・カニ・魚・カエル・サンショウウオ・ヤゴなどの水中の生物、トカゲ・ネズミ・鳥のヒナや卵・バッタなどの陸上の生物、ミカン・スイカ・カキなどの果実や種子、家畜のえさ、残飯など何でも食べます。

特定外来生物のアライグマは、平成27年に初めて県内で確認(写真や捕獲)され、これまで16例確認(始良市・霧島市・垂水市・指宿市・阿久根市・枕崎市・湧水町・鹿屋市・南大隅町・薩摩川内市)されています。令和4年以降は毎年確認されており、直近では令和7年8月に薩摩川内市で捕獲されました。

**アライグマがいったん定着すると完全な排除が難しく、農作物や生活環境、生態系にも大きな被害をもたらすおそれがあります。**



県内での確認地点(市町村ごと)

### 特定外来生物とは

もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものとして、外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)によって指定された生物。飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが原則として禁止されています。

### アライグマによる被害

#### 農作物への被害

ミカンは皮をむき、スイカは穴を開けて中身だけを食べるのがアライグマの食べ方の特徴です。

#### 生活への被害

人に感染症をうつすこともあります。  
家屋に侵入  
ゴミを荒らす

#### 生態系への被害

他の動物に寄生虫や感染症をうつす。  
鳥の巣を襲ったり、ムササビやゴウモリなどの巣を奪う。  
希少なカエルやサンショウウオなどを食べる。

### 「狩猟」でアライグマを捕獲したら・・・

- ◇ アライグマを捕獲したことを県または市町村へ連絡してください。
- ◇ その場で放獣せず、可能な限り殺処分(止めさし)してください。
- ◇ 生息状況等の調査のため、個体の提供にご協力をお願いします。(殺処分(止めさし)が困難な場合は県までご連絡ください)